

令和3年度国民健康保険事業費特別会計の決算等及び 保険料水準の統一に向けた令和4年度を取組状況について

1 要旨・目的

令和3年度の決算状況及び各市町の保険料収納実績並びに保険料水準の統一に向けた令和4年度を取組状況を報告する。

2 現状・背景

(1) 県単位化による国保財政運営

市町運営で行ってきた国民健康保険制度は、財政基盤が弱く、多額の補填を法定外の一般会計からの繰入で行うなど、単独での制度維持が困難となっていたことから、法改正や国費による財政措置の拡充を行うとともに、平成30年度からの県単位化により、県に国民健康保険事業費特別会計を設置し、財政運営を担う責任主体となった。

(2) 保険料率の統一に向けた取組

被保険者が負担する保険料（税）については、「負担の見える化」（＝毎年度、県が示す標準保険料率を参考に、市町は料率を決定）とともに、被保険者が県内のどこに住んでも同一の料率となる「負担の公平性」（＝統一保険料率）を図ることとしている。

そのために、まず、平成30年度から6年間の激変緩和措置期間※終了後には、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した「準統一の保険料率」を実現し、その後、収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率を目指すこととしている。

※激変緩和措置期間中の市町の取組等

激変緩和措置期間中（H30～R5）は、保険料水準の統一を目指す中で被保険者の保険料負担が急増しないよう、各市町の政策判断により、基金等の自己財源を活用しながら、保険料率の決定を行うことが可能な仕組みを設けている。また、算定方法の統一（資産割の廃止）や応益割合（平等割額・均等割額）の変更に伴う緩和調整を計画的に行うこととしている。

3 概要

(1) 対象者

国民健康保険被保険者及び保険者

(2) 事業内容（実施内容） ※詳細別紙

ア 令和3年度国民健康保険事業費特別会計の決算等について

項目	概要	備考
決算の概要	歳出：2,430億円（最終予算比▲3.7%〔94億円減〕） 歳入：2,531億円（最終予算比+0.3%〔7億円増〕） 剰余金：101億円（令和3年度分30億円、過年度分71億円）	剰余金については、国庫支出金等の返還や後年度の保険料の引下げの財源として活用
基金等の自己財源を充当した市町	充當市町数：5市（R2決算時7市町）	—

イ 保険料率の統一に向けた令和4年度各市町の取組状況について

項目	概要	備考
各市町の保険料率の設定状況	県が示す市町村標準保険料率に比べ、 ・応能〔所得割率〕が高い ・応益〔均等割額、平等割額〕が低い(昨年度と同様の傾向)	保険料率を据置いた市町 4年連続：坂町 3年連続：熊野町 1年：尾道市、三次市
基金等の自己財源充當見込の市町	充當見込市町数：13市町（R3賦課時8市町）	—
赤字削減・解消計画の取組状況	該当の1市（広島市）は、令和5年度末までに赤字解消見込	—

(3) スケジュール

—

(4) 令和4年度当初予算額（一部国庫）

229,597,784千円

1 令和3年度国民健康保険事業費特別会計の決算等について

(1) 決算の概要（詳細は別紙 - ①のとおり）

最終予算から、歳出は94億円の減、歳入は7億円の増となり、101億円の剰余金が生じた。

このうち令和3年度分の剰余金については30億円（過年度分は約71億円）となっており、この中から令和3年度分国庫支出金等の返還や、急激な給付費の増加や後年度の保険料の引下げの財源として活用する。

○ 歳出（▲94億円）

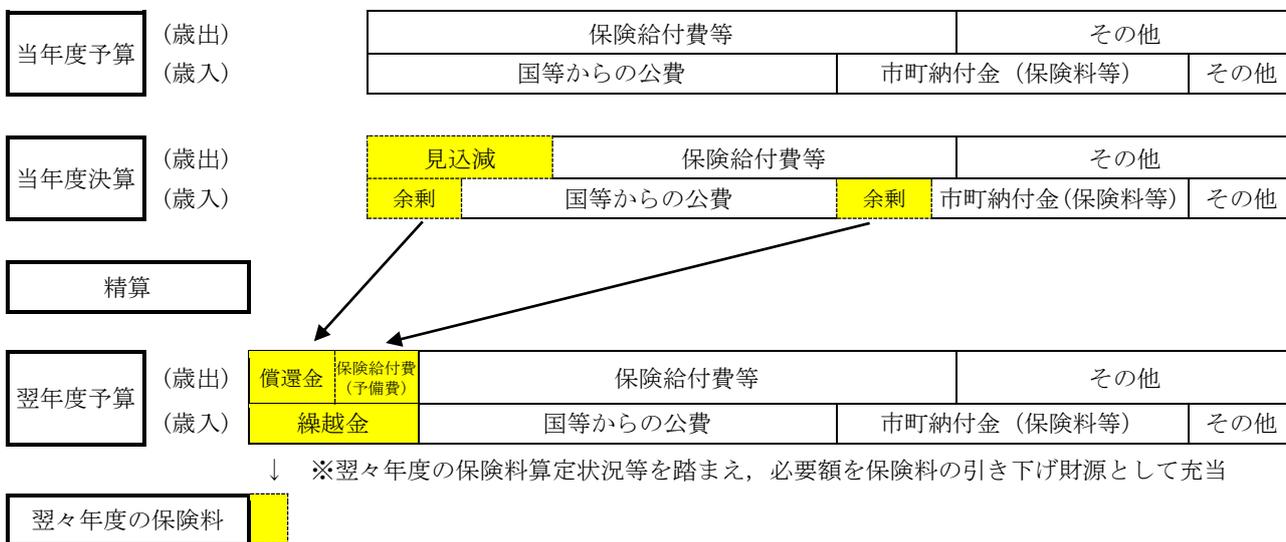
- ・ 普通交付金の減（▲34億円）
医療給付費の見込減に伴い、市町に対して医療給付費を交付する普通交付金が減少となった。
- ・ 市町への交付金等の減（▲8億円）
市町の事業実施や財政事情に応じて交付する交付金等が見込減となった。
- ・ 予備費の減（▲52億円）
保険給付費等の上振れに対応するため計上していた予備費を使用しなかった。

○ 歳入（+7億円）

- ・ 国庫支出金の増（+10億円）
医療給付費の財源となる国からの公費について、都道府県に可能な限り財源不足が生じないように、国の予算に応じて実際の負担相当額以上に交付されたこと等から、約10億円の増加となった。
- ・ その他、給付費等の歳出減に応じた歳入の減（▲3億円）

【参考】国民健康保険事業費特別会計における予算・決算等の流れ

- 国保特会における歳入は、主に国等からの公費と、市町からの納付金（保険料等）からなり、保険給付費等の見込減により、これら歳入に余剰が発生し、剰余金となる。
- 剰余金のうち、公費分は翌年度等に精算が行われ、その償還財源となり、保険料等の自主財源分は、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、後年度の保険給付費（予備費含む。）の財源となる。



(2) 保険料収納必要額に対する保険料収納実績額を踏まえ、基金等の自己財源を充当した市町一覧
平成 30 年度から 6 年間の激変緩和措置期間中は、各市町の政策判断等により、基金等の自己財源を活用しながら、保険料率の決定を行うことが可能な仕組みとしている。

令和 3 年度の保険料収納必要額に対し、保険料収納実績額を踏まえ自己財源の充当を行った市町は次のとおりであり、前年度と比べると対象市町は 2 市町減少し、充当額（差引額）は約 4 割減少している。

対象市町	A：標準保険料率の算定に必要な保険料総額 ※県が示す保険料収納必要額	B：市町の保険料 収納実績額	差引額 (B - A)	主な財源対策	【参考】賦課時点 の自己財源活用見 込額
1 尾道市	2,840,579,623 円	2,756,961,496 円	△ 83,618,127 円	基金取崩, 繰越金等	△ 174,941,040 円
2 三次市	1,058,358,975 円	1,049,608,916 円	△ 8,750,059 円	〃	△ 74,925,223 円
3 庄原市	749,077,235 円	737,947,490 円	△ 11,129,745 円	〃	△ 28,050,755 円
4 大竹市	603,921,772 円	599,449,816 円	△ 4,471,956 円	〃	△ 18,637,516 円
5 安芸高田市	608,960,604 円	597,592,824 円	△ 11,367,780 円	〃	—

※市町の保険料収納実績額には、保険料軽減・減免に係る公費等の額を含む。

2 保険料水準の統一に向けた令和 4 年度各市町の取組状況について

制度改革後（平成 30 年度～）は、国保財政に必要な財源を県で一本化し算定することから、各市町が設定する保険料率は、県が示す市町村標準保険料率を参考に決定する仕組みとなった。

※ 毎年度の保険料率の決定を「見える化」することで、各市町は、県が示す市町村標準保険料率との差を説明することとなる。

(1) 各市町の料率設定状況（詳細は、別紙—②のとおり）

ア 令和 4 年度の料率設定をみると、総じて、県が示す市町村標準保険料率に比べ、次のような傾向が見られる。（昨年度と同じ傾向）

応能応益割合	○応能（所得割率）が高く、応益（均等割額、平等割額）が低い。 ※市は応能（所得割率）が高いが、町は応益（均等割額、平等割額）が高い。
応益内訳	○均等割額（被保険者数割）が低く、平等割額（世帯数割）が高い。

イ 次の市町は、料率据え置きとなっている。

【4 か年連続据え置き】坂町

【3 か年連続据え置き】熊野町

【1 か年据え置き】尾道市、三次市

(2) 資産割の廃止時期

令和 4 年度の料率設定において資産割を賦課している市町は 7 市町であり、算定方式の統一（3 方式）のため、令和 5 年度末までに計画的に廃止を行う。

廃止時期	経過措置	対象市町	
平成 29 年度末で廃止	なし	6 市町	竹原市, 尾道市, 大竹市, 熊野町, 坂町, 安芸高田市
令和元年度末で廃止	料率の調整により, 2 年間	1 市	廿日市市
令和 2 年度末で廃止	料率の調整により, 3 年間	1 市	庄原市
令和 3 年度末で廃止	料率の調整により, 4 年間	3 市町	三原市, 大崎上島町, 神石高原町
令和 5 年度末で廃止	料率の調整により, 6 年間	7 市町	三次市, 府中町, 海田町, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町

※資産割のない 5 市（広島市, 呉市, 福山市, 府中市, 東広島市）

(3) 基金等の自己財源を充当する見込みの市町一覧

独自の激変緩和措置のため、あるいは被保険者の減少等により見込まれる保険料収入の減少に対応するため、基金等の自己財源を充当する見込みの市町は次のとおりであり、前年度の賦課時点と比べると対象市町は5市町増加し、充当見込額（差引額）は約3.6倍に増加している。

対象市町		A：標準保険料率の算定に必要な保険料総額 ※県が示す保険料収納必要額	B：市町の保険料収納見込額	差引額 (B - A)	主な財源対策
1	広島市	22,106,461,301円	21,536,741,859円	△569,719,442円	繰越金
2	竹原市	517,987,156円	492,340,219円	△25,646,937円	基金取崩、繰越金等
3	三原市	1,872,113,694円	1,759,445,357円	△112,668,337円	〃
4	尾道市	2,834,470,796円	2,589,015,997円	△245,454,799円	〃
5	福山市	8,723,163,131円	8,558,764,074円	△164,399,057円	〃
6	三次市	1,058,140,448円	963,295,840円	△94,844,608円	〃
7	庄原市	723,609,155円	675,197,324円	△48,411,831円	〃
8	大竹市	579,114,935円	561,387,877円	△17,727,058円	〃
9	府中町	967,622,593円	952,908,812円	△14,713,781円	〃
10	海田町	519,827,471円	472,932,339円	△46,895,132円	〃
11	安芸太田町	139,961,044円	139,012,138円	△948,906円	〃
12	世羅町	351,966,164円	336,080,205円	△15,885,959円	〃
13	神石高原町	188,436,704円	181,661,224円	△6,775,480円	〃

※市町の保険料収納見込額には、保険料軽減・減免に係る公費等の額を含む。

(4) 赤字削減・解消計画策定市町の令和4年度達成状況

赤字削減・解消計画（県が示す保険料収納必要額を、保険料（税）で確保せず、法定外一般会計繰入金〔決算補填目的の繰入〕を充当する計画）を策定している対象市町は、広島市のみとなっている。

国保財政の安定的かつ健全な運営を行うには、「法に基づく公費等」と「適正な保険料負担」により財源を賄うことが必要であり、対象市町において赤字解消計画が定められている。

広島市については、令和4年度に決算補填目的の繰入を行わないこととしているが、継続して赤字が見込まれない状況ではないため、赤字削減・解消計画を継続することとし、令和5年度末までの継続的な赤字解消を目指す。

《広島市の赤字削減・解消計画の状況》

計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
赤字削減 予定額 (率)	155,735千円 (16.7%)	155,735千円 (16.7%)	155,735千円 (16.7%)	155,735千円 (16.7%)	155,735千円 (16.7%)	155,738千円 (16.7%)	934,413千円 (100.0%)
赤字削減 額	231,216千円 (24.7%)	477,953千円 (51.2%)	225,244千円 (24.1%) 【達成】	-	- (※)	-	934,413千円 (100.0%) 【達成】

(※) 令和4年度当初予算においても、決算補填目的の繰入を行わないこととしている。

令和3年度国民健康保険事業費特別会計決算状況

○歳出

(単位：千円)

内 容		最終予算額	決算額	差引額	
国民健康 保険運 営費	普通交付金	市町に対し療養の給付等に要する費用や 出産育児一時金等の給付費を負担	193,618,020	190,257,185	▲ 3,360,835
	特別交付金	市町の事業実施や財政事情に応じて交付	5,636,890	4,858,825	▲ 778,065
	後期高齢者支援 金等	後期高齢者医療に係る費用の一部を社会 保険診療報酬支払基金に対して拠出	31,484,729	31,484,727	▲ 2
	前期高齢者納付 金等	医療保険者間の前期高齢者偏在による負 担の不均衡を調整するため、社会保険診 療報酬支払基金に対して拠出	60,400	60,399	▲ 1
	介護納付金	介護給付費・地域支援事業支援納付金を 社会保険診療報酬支払基金に拠出	9,966,952	9,966,952	0
	病床転換支援金 等	病床転換支援金等を社会保険診療報酬支 払基金に拠出	114	114	0
	特別高額医療費 共同事業事業費 拠出金等	高額な医療費に係る財政負担を緩和し、 保険料平準化を図るため、国保中央会に 拠出	299,713	257,899	▲ 41,814
保健事業費	共同保険者として県が保健事業を実施	163,081	120,978	▲ 42,103	
基金積立金	国から交付される補助金等を基金に積立	527	526	▲ 1	
諸支出金	国や支払基金からの公費の精算に伴う償 還金	5,830,976	5,830,975	▲ 1	
繰出金	前年度高額医療費負担金等の国庫返還に 伴う一般会計への繰出金など	101,353	101,352	▲ 1	
予備費	保険給付費等の上振れへの対応	5,175,957	0	▲ 5,175,957	
総務費	運営協議会経費、国保連合会負担金など	14,626	10,324	▲ 4,302	
合 計		252,353,338	242,950,256	▲ 9,403,082	

○歳入

内 容		最終予算額	決算額	差引額
分担金・負担金	市町から保険料など必要な財源を納付	66,202,685	66,202,685	0
国庫支出金	保険給付費等に係る国の定率負担金など	65,459,459	66,526,804	1,067,345
療養給付費等交付金	退職者医療制度に係る医療保険者間の負 担調整のための交付金	0	0	0
前期高齢者交付金	医療保険者間の前期高齢者偏在による負 担調整のための交付金	91,454,892	91,454,892	0
共同事業交付金	高額な医療費に関する財政負担調整のた めの交付金	301,258	248,313	▲ 52,945
財産収入	財政安定化基金運用益	527	526	▲ 1
繰入金	保険給付費等に係る県の定率負担金など	14,326,285	14,022,291	▲ 303,994
前年度繰越金	前年度決算剰余金	14,137,323	14,137,324	1
諸収入	精算に伴う特定健診等国、県負担分にお ける市町返還金など	470,909	490,886	19,977
合 計		252,353,338	253,083,721	730,383

○剰余金

剰余金額（歳入決算額－歳出決算額）	うち過年度剰余分	うち現年度剰余分
10,133,465	7,102,608	3,030,857